

矢作川水系総合土砂管理検討委員会

規 約

(名称)

第1条

本会は、「矢作川水系総合土砂管理検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条

本委員会は、矢作川流域の「森・川・海」といった一連の水・物質循環及び生物の生息・生育環境に配慮しつつ、流砂の連続性を確保するための水系一貫した総合土砂管理計画の策定に向け、土砂生産域から海岸領域までの土砂管理シナリオ及び環境影響予測・評価に関する技術的課題について、学識経験者、関係者の指導・助言を得ることを目的とするものである。

(組織)

第3条

1. 委員会には委員長を置くこととし、委員長は委員の互選によってこれを定める。

(委員会)

第4条

1. 委員会の構成は別表1の通りとする。
2. 委員長は委員会の会務を総括する。
3. 委員長は、委員会の目的を遂行するために必要と認めた場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(情報公開)

第5条

委員会の開催は原則公開とし、委員会資料及び議事要旨を事務所のホームページで公表する。

(事務局)

第6条

1. 委員会の事務局は、国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所及び矢作ダム管理所に置く。
2. 事務局は、事務局の事務の一部を委託し、委託先に実施させることができる。

(雑則)

第7条

この規約に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

(附則)

第8条 この規約は、平成31年3月26日から実施する。

(規約改定の経緯)

平成22年10月13日	施行
平成30年1月26日	改定
平成31年3月26日	改定